

◆自転車のルール、もう一度確認をしてみましょう

自転車も「車両」です。13歳未満の子どもや70歳以上の方、自転車通行可の歩道などを除き、車道の左側通行が原則です。右側通行や信号無視など、特定の危険行為を繰り返すと、「自転車運転者講習」の受講が命じられます（受講対象は14歳以上）。

車道は左側を通行する

歩道は歩行者優先
車道寄りを徐行する

交差点では一時停止・左右確認を

飲酒運転など、危険な運転をしない

大音量でのイヤホン等の使用は控える

運転中はスマートフォン等を使用しない

夜間はライトを点灯させる

その他
● 自転車同士で並走しない
● 二人乗りをしない など

※自転車通行可の場合のみ

サイクルレンジャー参上！

安全・快適な自転車ライフをお伝えします

サイクルレンジャーとは？

仙台市民の安全を守るため、自転車交通安全課の職員によって結成。「ゆずり愛」の心を持ち、市内を走行しながら、自転車のルール・マナーについての啓発活動を行っている。

楽しくルールを覚えよう！

■自転車まつり2018

自転車の運転を疑似体験できる自転車シミュレーターや、クイズなどを通して、楽しく自転車のルールやマナーを覚えることができるイベントを開催します。

●日時＝4月28日(土)10:00～14:00 ●会場＝勾当台公園市民広場 ●内容＝小学生向け自転車交通安全教室（午前の部10:30～11:30、午後の部13:00～14:00）、パトカー・白バイ展示、伊達武将隊の演武など

YouTubeで「伊達武将隊と学ぶ 自転車安全利用のすすめ」（全5編）を順次公開します

現代によみがえり、馬から自転車に乗り換えた伊達政宗公と一緒に、自転車のルールを学びます。動画は、4月3日(火)から毎週火曜日に順次公開します。

[伊達武将隊 自転車安全利用のすすめ](#)

自転車用の路面表示の整備を進めています

視覚的に分かりやすく交通ルールを示し、安全に道路空間を利用できるよう、ピクトグラムなどの整備に取り組んでいます。

自転車のピクトグラム（青葉区上杉一丁目ほか）
車道における自転車が通行する部分と方向を示しています。

矢羽根型路面表示（青葉区・宮城県庁北側ほか）
車道の自転車通行部分に青い矢羽根マークを付け、車からも見やすくなりました。

自転車が通行可能な歩道（宮城野区幸町ほか）
歩行者と自転車の通行部分を色で分離。自転車は車道寄りを通行しましょう。

ルールを守って安全な利用を

暖かくなり、朝夕の通勤・通学時間帯に自転車を利用する人が増えてきました。手軽で、健康に役立つ、節約にもなる自転車を利用する人は多く、仙台市中心部で実施している「ダテバイク」等、シェアサイクルの利用も増えていす。その一方、交通ルールを守らない危険な運転も多く見られます。自転車加害者となった事故は、平成29年に市内でも32件発生。「メールが来たからちよっとだけ携帯電話を見よう」などといったルール違反が、重大な事故につながる恐れもあります。事故を起こした場合は自分だけでなく、相手にもけがを負わせ、多額の損害賠償金を請求されることも。赤信号で交差点に進入した自転車加害者がオートバイと衝突し、オートバイの運転者を死亡させた事故では、自転車の運転者に約4100万円の損害賠償命令が出されました。相手のためにも、自分のためにも、自転車も「車両」であるという意識を忘れず、安全に利用しましょう。

万が一に備えて

自転車での死亡事故が多いとされる原因が、頭部の損傷。市では、ヘルメットやマナーの啓発とともに、ヘルメットの着用を呼び掛けています。ヘルメットの着用によって、転んだときやぶつかったときの頭部への衝撃を、大幅に減らすことができます。

また、自転車保険に加入することで金銭的・心理的な負担を減らすことができます。自動車保険等の特約として加入できるものや、クレジットカード等の付帯保険、自転車安全整備店で点検・整備を受ける時貼付されるTSマークの付帯保険など、種類もさまざま。内容を確認し、自分に合った保険を選びましょう。

自転車は、免許などを必要としない手軽で便利な乗り物ですが、だからこそ、乗る人の意識が重要です。思いやり運転を心掛け、楽しく乗りましょう。

▲サイクルレンジャーが市内で啓発活動中